

## 概算契約に関する特約約款（工事請負）

### （総則）

第1条 この概算契約に関する特約約款（以下「特約約款」という。）は、横浜市水道局の定める概算契約に使用する工事請負契約約款（以下「約款」という。）の特約条項として、必要な事項を定めるものである。

### （前払金）

第2条 前払金に係る約款の規定は、概算契約には適用しない。

### （契約内容及び金額等の確定）

第3条 契約内容及び金額等の確定は、確定設計図書に基づき行うものとする。ただし、契約金額の確定が見積りによって決定できない場合は、発注者と請負人とが協議の上、発注者の積算する金額の範囲内をもって契約金額を確定する。

### （その他）

第4条 約款の規定のうち、概算契約に適用するに相当でないと発注者が判断する場合には、これを適用しない。

2 約款、特約約款及び概算契約等の解釈に疑義が生じた場合には、発注者と請負人とが協議の上、定めるものとする。